

「地域の小さな拠点」へのサービス付き 高齢者向け住宅の立地を促進します。

県では、高齢者の方がいつまでも楽しく元気で安心して暮らすことができるよう、民間事業者に対し、良好な居住環境を持つ「サービス付き高齢者向け住宅」の整備に補助を行ってきました。

今年度から、特に、中山間地域等において、医療・福祉・商業等の機能が集約された「地域の小さな拠点」への立地を促進するため、補助率のかさ上げを行います。

これは、「まち・ひと・しごと」の創生に資する取組みとして、市町村と連携し、全国に先駆けて実施するものです。

※本制度における「地域の小さな拠点」とは、役場等の行政機能があるなど、その地域における中心的な集落で、病院、診療所、福祉施設、店舗などの一定の集積が見られる集落としています。

- 1 募集戸数：50戸
- 2 募集期間：平成27年5月20日（水）から7月31日（金）まで
- 3 受付窓口：熊本県土木部建築住宅局住宅課（計画班） Tel 096-333-2547
- 4 内 容：
 - (1)対象地域：熊本県内（熊本市を除く。）
 - (2)県独自の要件：
 - ①事業者選定にあたり、中山間地域等を優先する。
 - ②入居者と地域住民とのコミュニティ形成を図るなど、入居者の生きがいをづくりのための提案を行う。
 - ③整備基準を上乗せする（UD 配慮）。
 - 新④中山間地域等の「地域の小さな拠点」において、医療・福祉・商業等の機能が徒歩圏内に集約した区域に立地する場合には、補助率をかさ上げする。
 - (3)助成内容：補助限度額200万円/戸（通常160万円/戸）

(通常)	補助率 1/5	20/100 国・県	80/100 事業者
			
(中山間地域等の 地域の小さな拠点)	補助率 1/4	20/100 国・県	5/100 県
			75/100 事業者

（裏面あり）

5 期待される効果：

高齢者が「いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまもと」の実現が図られます。

- (1) 「地域の小さな拠点」には、公共施設や医療・福祉・商業等の施設が多く立地しており、入居者が各施設のサービスを受けやすい。
- (2) 「地域の小さな拠点」には、若い世代が比較的多く住んでおり、幅広い世代間の交流が期待される。
- (3) さらに、事業者による地域住民とのコミュニティ形成の取組み等により、入居者が生きがいを持って暮らすことができる。
- (4) 「地域の小さな拠点」に高齢者が暮らすことで、若い世代に新たな「仕事」が生まれ、拠点性が高まる。
- (5) 土砂災害特別警戒区域内にお住まいの高齢者も、安心して転居することができる。

(参考)

・サービス付き高齢者向け住宅：

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、バリアフリー構造や見守りサービスを備えた高齢者向けの民間賃貸住宅

・中山間地域等：

厚生労働大臣が定める地域で、次のいずれかに該当する地域

- ① 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- ③ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- ④ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

お問い合わせ先

土木部建築住宅局住宅課計画班 (ダイヤルイン) 096-333-2547

主幹 上野 美恵子 (内線6245)、課長補佐 原井 正 (内線6250)